

○文部科学省告示第五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和五年二月十七日

文部科学大臣 永岡 桂子

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	ヴァンス礼拝堂フアサード円形装飾 《聖母子》習作	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
		指定をした日
		指定の有効期間
	株式会社朝日新聞社 代表取締役社長 中村 史郎 東京都中央区築地五丁目三番十二 公益財団法人 東京都歴史文化財団 館長 高橋 明也 東京都台東区上野公園八丁目三十六 日本放送協会 会長 稲葉 延雄 東京都渋谷区神南二丁目二番一 株式会社NHKプロモーション 代表取締役 有吉 伸一 東京都渋谷区神山町五丁目五	住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名又は名称及び
	公益財団法人 東京都歴史文化財団 館長 高橋 明也 東京都台東区上野公園八丁目三十六 令和五年四月二十七日から令和五年八月二十日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地